

茂原市農業委員会第10回総会議事録

- 1 開催日時 平成26年9月24日(水) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 24名
 - 1番 栗原石乃
 - 3番 八角徳政
 - 5番 鬼島一郎
 - 7番 古山光雄
 - 9番 板倉昭
 - 11番 矢部義明
 - 13番 市原暉久
 - 15番 鵜澤正文
 - 17番 花澤道夫
 - 21番 古山善作
 - 23番 深山和夫
 - 25番 鵜澤和行
 - 27番 林和夫(職務代理者)
 - 4番 金坂信義
 - 6番 熊切秀雄
 - 8番 浦島京子
 - 10番 石井暉伸
 - 14番 鈴木幸雄
 - 16番 三枝源一(第二小委員長)
 - 18番 蕨武之
 - 20番 大塚優(第一小委員長)
 - 22番 丸島正昭
 - 24番 佐藤栄作
 - 26番 加藤古志郎(会長)
- 4 欠席委員 2名
 - 2番 秋葉仁喜
 - 19番 麻生重和
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 葛岡直樹
 - 係長 三階英幸
 - 主査 佐藤貴之
 - 補佐 朽木英義
 - 係長 鶴岡嘉孝
 - 副主査 芝崎一郎
- 6 会議に付した議案
 - 農地法第5条の規定による許可申請について 12件
 - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について 1件
 - 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - 下限面積(別段面積)の設定について
 - 平成27年度茂原市農林行政に関する建議(案)について
 - 平成26年度米の価格安定対策を求める建議について(案)

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日はご多忙の中、第10回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の転用議事案件は、5条申請が12件、5条計画変更が1件の合計13件でございます。その他に農地の利用集積、下限面積（別段面積）の設定、農林行政に関する建議の議案がございます。ほかに追加議案として平成26年度米の価格安定対策を求める建議の議案がございます。

現地調査につきましては、18日の午前中に第二小委員会で行っております。それから秋葉委員、麻生委員から欠席の連絡がありました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

今年の秋は米価の大暴落ということで衝撃を受けております。これに対応して、市議会でも意見書を政府関係に出すということで、農業委員会としての独自の権利を活用して意見を出そうということで追加議案を出すことになりました。それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。議事に入る前に本日の議事録署名人について私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は7番の古山委員と8番の浦島委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。それでは農地法5条の規定による許可申請から入りますが、1号議案は★★委員が議事参与の制限を受けますのでご退室ください。

（★★委員退室）

会長

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

1号議案でございます。申請地は南吉田字大向地先、畑3027㎡のうち1178.23㎡でございます。南吉田の★★さんが同じく南吉田の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて、太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由といたしましては、申請地の隣地では今年5月に娘さんの名義で転用許可を取り既に太陽光発電事業を行っておりますが、その事業拡大を計画した為でございます。計画といたしましては太陽光パネル200枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を3カ所設置する計画で、外周にはフェンスを設置いたします。隣接は4名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみとなっております。なお、地元自治会への事業説明を平成26年8月9日に行い了解を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長

（審議内容を報告）

1号議案許可相当。

会長 この議案につきましては、現調しております。★★委員どうでしょうか。

★★委員 今説明があったとおり、真ん中の部分は太陽光発電が稼動しております。今回の申請はその周りになります。2種農地ということでありまして、周辺農地に影響がありませんので、許可相当でお願いしたいと思います。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 現在設置しているものの増設ということでございますので、許可相当でお願いしたいと思います。

会長 ほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可相当ということに決定させていただきます。

(★★委員入室)

会長 次に2号議案から7号議案まで事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは2号議案でございます。申請地は南吉田字笹台地先、田んぼ1328㎡のうち359.55㎡でございます。南吉田の★★さんが同社役員の★★さんから賃貸借により土地を借り受けて、太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由といたしましては、申請地の隣地では昨年12月に転用許可を取り既に太陽光発電事業を行っておりますが、その事業拡大を計画した為でございます。計画といたしましては太陽光パネル100枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を2カ所設置する計画で、外周にはフェンスを設置いたします。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。排水は雨水のみとなっております北側排水路へ放流となります。なお、南吉田南谷自治会及び同実行組合より当事業についての協議書及び両総土地改良区から意見書提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして3号議案でございます。申請地は東茂原字昭和地先、田んぼ672㎡でございます。埼玉県★★さんが財務省から入札により落札して、建売分譲3棟用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地周辺は、住宅環境が整備された良好な土地で入居が見込めるため転用したいとのことでございます。計画としましては、木造・2階建て・建売分譲住宅、建築面積50.1㎡から50.82㎡の住宅が3棟でございます。排水は北側道路側溝に接続の計画でございます。隣接は3名から同意を得ております。他法令の申請は、土木工事施行許可申請を市・土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして4号議案でございますが、次の5号議案と一体計画でございますので一緒にご説明いたします。申請地は木崎字堂塚地先、外3筆、田んぼ29㎡、畑1652㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合16街区1-2、外2筆、992㎡ござい

ます。浦安市の★★さんが大芝の★★さんと同じく大芝の★★さんからそれぞれ土地を買い受けて集合住宅1棟用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は、区画整理地内で住環境が良く、アパート経営に適した立地であるため転用したいとのごことでございます。建物としましては、軽量鉄骨造・2階建て・集合住宅、建築面積174.33㎡が2棟の計画でございます。排水は西及び東側公共下水道に接続の計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は大芝字西割地先、外1筆、田んぼ152㎡、畑396㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合23街区6、291㎡でございます。東部台の★★さん他1名が千葉市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在の住まいが老朽化していることや、より住環境の良い申請地に住宅を建てたいとのごことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積71.9㎡が1棟でございます。汚水排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は大芝字小張地先、外2筆、田んぼ1018.03㎡、畑125㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合27街区3、他1筆、668㎡と一体利用する原野105㎡でございます。高師の★★さんが習志野市の★★さんから土地を買い受けて老人ホーム用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在申請人は、茂原市内で老人ホームやデイサービス等の介護関連事業を運営しておりますが、満室に近い運営状況で今後も入居希望者が増加することが見込まれるため、新たに新築したいとのごことでございます。建物としましては、木造・2階建て・老人ホーム・建築面積217.17㎡が1棟でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)
2号議案許可相当、3号議案許可相当、4号議案許可相当、5号議案許可相当、6号議案許可相当、7号議案許可相当。

会長 小委員会の報告が終わりました。2号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 この土地は既にソーラーが設置されており、きれいに管理されておりますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 法人でやるようです。許可相当でお願いします。

会長 2号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、2号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に3号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 農地としては使えないようです。許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 財務省の管轄ということで問題ないと思えます。許可相当でお願いします。

会長 3号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、3号議案は許可相当に決定させていただきます。次に4号、5号、一体計画議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 これは大芝の区画整理地内の農地でありまして、別に問題ないと思えますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 用途地域ありますので、許可相当でお願いします。

会長 4号、5号一体計画の議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、4号、5号議案は許可相当に決定させていただきます。次に6号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 区画整理地内の土地で、きれいに草刈されておりますので、許可相当でよろしいと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 いいと思えます。

会長 6号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、6号議案は許可相当に決定させていただきます。次に7号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 区画整理地でございますので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員いいですか。

★★委員 はい。

会長 それでは、7号議案は許可相当でよろしいですか。(異議なしの声) それでは、次に8号議案から12号議案まで事務局の説明をお願いいたします。

8号議案でございますが、次の9号議案と一体計画でございますので一緒にご説明いたします。申請地は谷本字本台地先、外2筆、畑605㎡でございます。谷本の★★さんが新小轡の★★さんと谷本の★★さんからそれぞれ土地を買って太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は自宅から近く管理しやすい場所で、太陽光発電事業の事業施工費予定内で土地購入できることから、転用したいとのことでございます。計画としましては、太陽光パネル126枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を2カ所設置する計画で、北側に土砂流出防止用のコンクリート土留め壁を設置いたします。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。排水は雨水のみとなっております敷地内浸透となります。なお、谷本自治会に対して当事業説明を8月26日に行って了解を得ており、また、両総土地改良区より意見書及び排水同意書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして10号議案でございます。申請地は長尾字下関戸地先、外8筆、田んぼ5510㎡、畑135㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合8街区3号、外6筆、3377㎡でございます。東金市の★★さんが長尾の★★さんから土地を買って宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は住環境が整っており、また、用途地域内であるので転用したいとのことでございます。計画としましては、1区画が201.05㎡から279㎡の宅地分譲14区画でございます。排水は、南側及び北側公共下水道にそれぞれ接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして11号議案でございます。申請地は長尾字清網地先、田んぼ611㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理組合9街区7号、361㎡でございます。高師の★★さん他1名が長尾の★★さん他1名から土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在借家住まいで手狭なため、住環境の良い申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積72.87㎡が1棟でございます。汚水排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして12号議案でございます。申請地は、小林字西ノ前地先、畑223㎡でございます。町保の★★さんが小林の★★さんから土地を買って宅地分譲用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は住環境が整っており、また、用途地域内であるので転用したいとのことでございます。計画としましては、宅地分譲1区画223㎡の計画でございます。排水は、東側公共下水道に接続する計画でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長 (審議内容を報告)
8号議案許可相当、9号議案許可相当、10号議案許可相当、11号議案許可相当、12号議案許可相当。

会長 小委員会の報告が終わりました。8号、9号一体計画議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 この場所は周りが住宅地になっておりまして、植木野菜がありました。周りに問題がないと思いますので、許可相当をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 住宅の合間で、畑として利用しておりますけれども、2種農地でございます。本人も自治会説明をしておりますし、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 8号、9号議案についてほかにご意見はございますか。(異議なしの声) それでは、8号、9号議案は許可相当に決定させていただきます。次に10号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 土地区画整理組合内でありまして、14区画ということで三カ所に分かれておりました。場所は広いですがきれいに草刈されており、許可相当でよろしいと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 区画整理組合内の土地ですので、許可相当でよろしくをお願いします。

会長 10号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) 次に11号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 区画整理でございますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 これも区画整理組合内の土地ですので、許可相当でよろしくをお願いします。

会長 10号議案は許可相当ということでよろしゅうございますか。(異議なしの声) 次に12号議案です。これも現調しております。★★委員どうですか。

★★委員 すでに周りに住宅が建っておりまして、この場所は角地であり別に問題ないと思えます。許可相当をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員

よろしいです。問題ありません。

会長

区画整理地です。12号議案は許可相当ということに決定させていただきます。以上で農地法第5条の規定による許可申請は終了します。次に農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは13号議案でございます。申請地は、腰当字川向地先、外4筆、畑1289㎡、仮換地番ゆたか土地区画整理組合18街区6-5号、248㎡でございます。北塚の★★さん他1名が東金市の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。なお、当初計画は平成26年5月15日付け宅地分譲5区画用地でございます。申請理由としましては、申請地は区画整理地で住環境が良いので転用したいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積56㎡が1棟でございます。汚水排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

小委員長

(審議内容を報告)
13号議案許可相当。

会長

小委員会の報告が終わりました。★★委員どうでしょうか。

★★委員

区画整理地内です。少し草がありましたが、許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員どうですか。

★★委員

ここも区画整理地でございますので、許可相当をお願いします。

会長

13号議案は許可相当ということによろしゅうございますか。(異議なしの声) それでは、13号議案は許可相当ということに決定させていただきます。次に14号議案です。これは私が議事参与制限を受けますので、退席させていただきます。

(会長退席)

職務代理者

それでは、14号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についての説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第14号の利用権設定について説明いたします。まず本日お配りいたしました利用権設定調書からご説明いたします。これは新規分と更新分にわかれておりまして、それぞれ利用権設定期間が短い順に記載しています。それではまず始めに新規分です。NO.1につきましては、借受者が千沢の★★さん、貸付者は粟生野の★★さんで、利用権設定する土地は千沢1443番1、1筆、田、計2439㎡で賃貸借権の設定で、期間は10年でございます。以下同様NO.2も利用権設定期間10年となっております。

続きまして更新分でございます。更新分とは今回利用権設定期間が終了し、継続して利用権を設定しようとするものでございます。新規分と同じく利用権設定期間が短い順に記載しています。更新1のNO. 1からNO. 3が利用権設定期間3年、更新2のNO. 1のからNO. 3が利用権設定期間5年、更新3のNO. 1のからNO. 10が利用権設定期間6年、更新4のNO. 1のからNO. 7が利用権設定期間10年となっております。利用権設定調書についての説明は以上になりますが、最後のページに利用集積計画書新規分と再設定分を期間毎に利用権設定面積をまとめた総括表がございますので、ご覧ください。総合計を申し上げますと、新規分の利用権設定面積は8,117㎡、再設定（更新分）の利用権設定面積は66,257㎡となっております。この内、表下段の使用貸借につきましては0㎡となっております。

以上の農用地利用計画は農業経営、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、農業委員会承認後、市農政課で公告・縦覧し契約が成立いたします。以上でございます。

職務代理者 説明が終わりました。この内容についてよろしいでしょうか。(はいの声) それでは、農業委員会としては、承認ということにさせていただきます。

(会長入室)

会長 それでは、議案第15号、下限面積（別段の面積）の設定についてです。説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第15号「下限面積（別段の面積）の設定について」ご説明いたします。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討することとされております。このため、今年度下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。

地域は、市内全域としました。方針は、現行の下限面積50アールの変更は行わないとしました。理由は、下限面積を設定するに当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されております。2010年農林業センサスの数値では、農地法施行規則第17条第1項第3号の基準を満たす経営規模が小さい地域ではないこと、また一定の経営面積が確保されないと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、従来どおり50アールとすることとしました。

下限面積について、補足説明します。資料の4ページと5ページをご覧ください。根拠法令等を掲載してあります。農地法第3条第2項第5号は、都府県では50アールに達しない場合等いわゆる下限面積制限について規定しています。ただし、農業委員会が、その市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で下限の面積を定めて公示したときはその面積になるとしています。下限面積の設定は、農地法施行規則第17条第1項及び第2項で検討することになります。同条第1項では、平均的な経営面積が小さい地域等において都府県にあっては50アールがその実情に適さないと判断される場合に適用されます。同項第3号の「耕作又は養蓄の事業に供している者」の数については、2枚目の資料の1ページをご覧ください。この2010年農林業センサスの調査結果である旧市町村等の区域における「経営耕地面積規模別農家数」等を活用することになります。これにおける設定区域内の経営規模別分布状

況から、おおむね百分の四十を下らない面積を算出し、その算出した面積以上で、当該区域の農業振興計画等を考慮して定めることとなります。本市では、50アールに満たない農家数は、各区域とも40%を下回っており、下段の全体累計の割合が13.5%になっております。

次に第2項では、高齢兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合に適用されます。2ページをご覧ください。「平成25年度利用状況調査」の一覧表においては、新治区域の遊休農地の割合が30%を超えており高いと判断されますが、全体的には、前年比で減少しております。一部の区域を指定することも考えられますが、一部の区域を指定する場合には、下限面積に満たない小面積での農地利用者が増加しても、設定区域及びその周辺地域における集団的農地利用、農作業の共同化等に支障を及ぼすおそれがない設定区域の位置及び規模であり、地域の農地の保有や利用の状況及び将来の見通し、当該地域及び周辺地域の農業者の営農に関する意向等を十分に考慮して判断する必要があります。また、農地法施行令第6条第3項では、権利の取得後における耕作の事業が花き、野菜等の栽培であり、かつその経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合は、その取得後の面積が下限面積に達しなくても、その取得を認めるとされております。

近隣の市町村の下限面積の設定状況ですが、3ページをご覧ください。一宮町が平成26年4月1日から全域を30アールに下限面積を設定しております。理由はご覧のとおりですが、農地法施行規則第2項の適用により新規就農の促進を理由に上げております。4～5件の新規就農があったと聞いております。他の市町村は、下限面積の設定は、ございません。以上ですが、役員会に諮り原案どおり承認を得ております。ご審議の程をお願いいたします。

会長

説明が終わりました。法令に従うと50aということになります。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは下限面積はこれまでどおり、変更はしないということに決定いたします。次に議案第16号、農林行政に関する建議(案)について提案いたします。

事務局

議案第16号「平成27年度茂原市農林行政に関する建議(案)」についてご説明いたします。始めに、前文について、1ページと2ページですが、国際的には、TPP交渉が農産物分野における重要品目の関税撤廃の除外の確保等について難航しておりそれが懸念されていること、国の政策としては、農業の経営所得安定対策及び米政策の見直し、農地中間管理機構の創設とそれに伴う政策の改善措置等、農業委員会等の見直しに対する農業委員会系統組織として本市農業委員会の署名活動、本市の農業経営基盤の強化の基本構想について記載しました。次に全体項目について、3ページからですが、毎年、建議は、前年度の建議を踏襲した形で作成しております。平成27年度建議につきましても同様に作成しました。4つの重点項目については、前年度に県の建議に合わせ、まとめたことから、前年度どおりとしました。

Iの食料自給率向上に向けた施策の推進について、3ページ～4ページですが、に国・県への要望については、前年度どおり農業会議の建議に合わせた内容にしました。また、本年産米価の下落に伴い3つの対策を追加しました。3の「水田フル活用(需要のある作物の振興)」では、国の直接交付金を利用した戦略的作物である麦、大豆、飼料用米、米粉用米などの生産の振興を求める要望、4の「米の政策」では、5年後を目途に米の生産調整が廃止されることに伴いその政策について触れ、本年産米価の下落に対する早急な対応を求める要望、5の「経営所得安定対策」では、畑作物の諸外国との生産条件の格差による国産農産物について生産コストと販売額の差に相当する額を交付する直接交付金や米・畑作物に対して認定農業者・集落営農の一定の規模以上の者を対象に農業者拠出に基づくセーティーネットとして実施している収入減少影響緩和対策が来年度から規模要件を課さず認定農業者・集落営農・認定就農者を対象

に実施されることになったことから意欲ある農業者が参加できるよう政策の加入促進を求める要望を追加しました。

Ⅱの強い農業を推進するための経営基盤対策の強化について、1 担い手対策は、前年度どおりです。2の適切な農地管理と遊休農地対策の推進について、5 ページですが、(1) 農地中間管理機構の活用について、公益法人千葉県園芸協会が指定を受け、受付を市農政課で行っていることから、その政策の周知強化、(2) 人・農地プランの作成について、各種助成金等支援制度があることから農地中間管理機構と連動して市内全域で同プランを作成するよう追加しました。以下は、前年度どおりです。

Ⅲの住みやすい農業地域をつくるための地域振興対策の強化について、6 ページですが、(4) 農業・農村の多面的機能の維持・発揮についてですが、前年度の農地・水保全管理(資源向上支払)を農業・農村の多面的機能を支える共同活動(農地維持支払)を加え、変更しました。他は、前年度どおりです。

Ⅳの農業委員会の体制整備について、7 ページですが、本年度は職員が1名の減になっており、農地法改正による事務量の増加から前年度同様、要望するものです。以上、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により建議するものです。また、役員会に諮っております。ご審議の程お願いします。尚、市長への提出は、10月2日、木曜日に行います。

会長

10月2日に市長に建議する予定でございます。何かご意見がございますか。建議については、農業委員会の改革のひとつに建議を廃止するがあります。下手すると今年が最後という可能性があります。どうでしょうか。(異議なしの声) それでは(案)を取りまして、正式に建議をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは次に、追加議案として第17号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第17号平成26年度米の価格安定対策を求める建議について(案)をご説明いたします。当年産の米価は、長生農業協同組合の概算金が「コシヒカリ」をはじめ主要銘柄で60kg当り1万円を割っており、採算ラインを大きく割り込む過去最低水準になっており、農家に深刻な衝撃を与えている現状から、政府関係機関に対し米価の安定対策について、緊急な対策を講じるよう農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により建議するものです。よって、次の3事項について要望するものです。

1としましては、現行の当年産米の収入減少影響緩和対策における交付金の交付時期が来年の5月に決定交付されることから、生産者の生産資材等の資金繰りが悪化してしまう懸念がありますので、交付金支給の前倒しと、来年度から一定の規模要件を外し、対象者が認定農業者・集落営農・新規就農者に限定されることから来年度以降も認定農業者や集落営農組織が困難な条件不利地での未加入者に対する特例措置を継続するよう要望するものです。

2としましては、米価下落の要因は、民間の米の在庫が多いことや食生活の変化に伴う消費の減少等が考えられることから、米の需給対策として過剰米を主食用市場から隔離することなど米の需給変動を補正する仕組みづくりを検討するよう要望するものです。

3としましては、臨時の米価変動補填金など単年度でも所得補助ができるように一定規模の集落営農等の生産費などを基準に補助単価を当年産の米価との差額から算出するなどの対策を講じるよう要望するものです。提出先は、原案に記載されておりです。以上ですが、ご審議の程、よろしく願いたします。

会長

議会の決議を参考に事務局がまとめたものです。なにかご意見はございますか。蔵委員どうぞ。

蔵委員

米の価格を見ますと一万円を割ってしまっています。このままでは、農業をやっつけといふのは、反している。われわれは全国の農業委員会で提出したほうがよいと

思います。茂原の農業委員会が先頭に立ってやるぐらいの気力を持ってやってほしいと思いますが、いかがですか。

会長

農業委員会はしかるべき系統組織です。それ自体を見直せといわれております。それぞれの団体でそういう提案はあげて行きたいと思います。こういふことで決議してそれぞれ送ると、また、蕨委員からご意見がありました。それも踏まえてよろしくお願ひします。(異議なしの声) とういふことで、建議を関連機関に送るといふことにしたいと思ひます。それでは、次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。たいへん長時間にわたり御苦勞さまでした。

以上のとおり、茂原市農業委員会第10回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成26年9月24日

茂原市農業委員会 会長 加藤古志郎 印

議事録署名人 農業委員 古山光雄 印

議事録署名人 農業委員 浦島京子 印